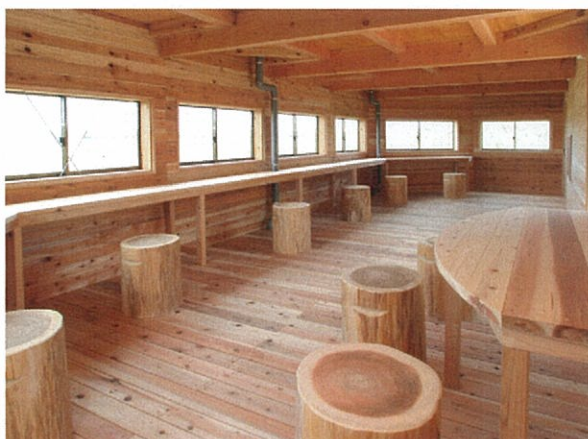


公共工事における木材利用

～違法伐採対策の取り組み～



国土交通省

公共工事における木材利用の推進

グリーン購入法(国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律)

グリーン購入法では、環境負荷低減に資する物品・資材等のうち、重点的に調達を推進すべきものを特定調達品目として定め、それらを国等の各機関が率先して調達を推進することとなっています。公共工事にかかる特定調達品目は平成18年度の時点で、58品目となっています。

公共工事では、以下の木材に関する品目を特定調達品目として定め調達を推進しています。

品目分類	品目名
小径丸太材	間伐材
製材等	製材
	集成材・合板・単板積層材
再生木質ボード	パーティクルボード・繊維板・木質系セメント板

木材活用例



🌲 日本国際博覧会 長久手日本館(官庁営繕事業)



🌲 国営滝野すずらん丘陵公園木製遊具(公園事業)



🌲 勝木川水系大林沢砂防ダム残存型枠(河川事業)



🌲 兵庫県多可町 県営八千代下野間住宅(住宅事業)

違法伐採対策の取り組み

平成18年度からグリーン購入法に基づき、合法性・持続可能性が証明された木材・木材製品の調達を推進します。

具体的には、特定調達品目である「製材等」及び「再生木質ボード」の調達にあたって「木材・木材製品の合法性、持続可能性の証明のためのガイドライン（平成18年2月15日 林野庁作成）」に基づく証明書等の提出を求めます。

製材等及び再生木質ボードの判断の基準の概要（違法伐採対策部分）

判断の基準	配慮事項	備考
間伐材、残材及び小径木等以外の木材にあっては、原料として使用される原木はその伐採に当たって生産された国における森林に関する法令に照らし合法な木材であること。	間伐材、残材及び小径木等以外の木材にあっては、持続可能な森林経営が営まれている森林から産出されたものであること。	合法性及び持続可能な森林経営が営まれている森林からの産出に係る確認は、林野庁作成の「木材・木材製品の合法性、持続可能性の証明のためのガイドライン（平成18年2月15日）」に準拠して行う。

「木材・木材製品の合法性、持続可能性の証明のためのガイドライン（平成18年2月15日）」

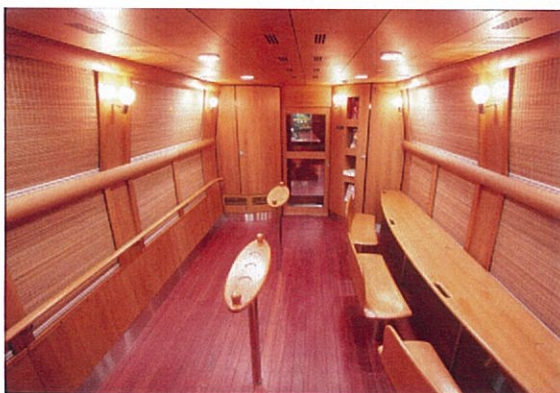
参考URL：<http://www.rinya.maff.go.jp/policy2/ihou/gaidoraintop.html>



一般国道11号横断防止柵（道路事業）



一般国道42号道の駅木製遮音壁（道路事業）



特急「ゆふいんの森」車両内装（鉄道事業）



大分港 ボードウォーク（港湾事業）

違法伐採問題

違法伐採とは



「違法伐採」の定義は国際的に確立されたものではありませんが、一般的には、それぞれの国の法令に違反して行われる森林の伐採であるとされています。

違法伐採は、世界規模での森林の減少・劣化の原因の一つと言われています。

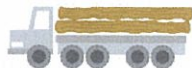
また、そればかりでなく、産地国の収入損失、安価な違法伐採材が世界に輸出されることにより、輸入国の林業・木材産業にも悪影響を与えていると言われています。

グレンイーグルズサミット(2005年7月)



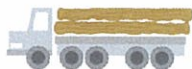
2005年7月、英国で開催されたG8サミットの成果文書「グレンイーグルズ行動計画」において、違法伐採問題に効果的に対処するためには、木材生産国・消費国双方の行動が必要であること、及び具体的行動に取り組むことに合意したG8環境開発大臣会合の結論を承認し、各国が最も効果的に貢献できる分野において行動することにより推進する旨盛り込まれました。

日本政府の対応



日本政府は、G8サミットの際に、政府調達措置の導入、任意の行動規範策定に向けた働きかけの開始、生産国支援、G8森林行動プログラムのフォローアップを通じた違法伐採対策を含む「気候変動イニシアティブ」を発表しました。

気候変動イニシアティブ



日本は、政府調達、行動規範の策定、生産国支援、G8森林プログラムを通じて違法伐採対策に取り組めます。



「違法に伐採された木材は使用しない」という基本的考え方に基づき、「グリーン購入法」を用い、政府調達の対象を合法性、持続可能性が証明された木材とする措置を導入します。



アジア森林パートナーシップ、日インドネシア共同声明、アクションプランの実施等を通じ、違法伐採木材の輸入や取引を止めるための任意の行動規範の策定に向け、各国への働きかけを行います。



日・インドネシア二国間協力や国際熱帯木材機関(ITTO)を通じた協力により、履歴追跡システムの開発、ガバナンスの向上、腐敗防止のための教育、普及啓発、貧困対策、合法性の基準や確認・監視システムの構築、貿易統計の分析による違法木材取引の把握等総合的な取組を推進します。



G8森林行動プログラムのフォローアップとして、2006年中にG8各国の専門家による議論を進めます。

間伐材マーク



■企画・編集■

国土交通省 大臣官房 技術調査課

〒100-8919 東京都千代田区霞ヶ関2-1-3

ホームページ <http://www.mlit.go.jp>

※このパンフレットは、「間伐材印刷用紙」を使用しております。